

平成 16 年度 第 11 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 17 年 1 月 31 日 (月) 17:30 ~ 18:54

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、南場智子、原早苗、白石真澄、矢崎裕彦、各委員、福井秀夫、安念潤司、大橋豊彦、美原融、各専門委員

(事務局) 林内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、井上参事官、岩佐企画官、長瀬企画官、原企画官、丸山企画官

4 . 議事次第

(1) 追加答申について

(2) 「規制改革・民間開放集中受付月間(もみじ月間)」に提出された
全国規模の規制改革・民間開放要望への検討状況について

(3) その他

5 . 議事概要

宮内議長 それでは定刻でございますので、ただいまから第 11 回「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日は、まだおいでになっておられない方がおられますが、予定では 10 名の委員及び 4 名の専門委員に御出席いただくことになっております。

それでは新年でもございますし、議事に入ります前に私から簡単にごあいさつといたしますか、これまでの経過等につきまして御報告をさせていただきます。

昨年末、第 1 次答申を本会議で決定いたしまして、総理に答申をいたしました。同答申は「市場化テスト」のモデル事業や混合診療、中医協の改革を始め、官製市場の民間開放に重点を絞ったものでございます。

今後は、この答申を迅速かつ着実に実行に移さなければなりません。すなわち、①「市場化テスト」の導入に向けて速やかに推進体制を整え、直ちに制度の整備に向けた取り組みを開始する。それとともに、②混合診療や中医協に関する大臣合意の着実な実施に向けて当会議といたしまして厳しく監視し、必要に応じて提言を行っていくということが重要と考えられます。

一方、当会議は個別分野の規制改革についても、各WGを中心に組み立てまいりました。すなわち、各省が規制改革を確実に実施するようその取り組みを促すとともに、民間からの規制改革に関する要望についても、その実現を各省に働きかけ、また各分野の新たな課題の発掘を行うなどの取り組みを続けているところでございます。これらの取り組みは、規制改革を継続的に進め、そのすそ野を広げていく上で不可欠なものであります。

したがって、昨年申し上げましたとおり、12 月の 1 次答申に追加する形で年度内に、

これら個別分野についての答申を行い、政府には、12月の答申とこの追加答申の内容を踏まえて、昨年度策定いたしました規制改革・民間開放推進3か年計画の改定を行っていたきたいと考えております。

以上の取り組みには、さまざまな困難も予想されますが、官から民へ、民にできることは民にという理念の実現に向けまして、委員並びに専門委員の皆様に引き続き御協力をお願いする次第でございます。

それでは、議事に移らせていただきます。

本日から追加答申の議論を開始いたします。まず、追加答申と3か年計画の改定に向けた年度内のスケジュールを御確認いただきました後、盛り込むべき事項等の追加答申の考え方について御議論をいただきたいと思っております。そして最後に、昨年集中受付月間、いわゆるもみじ月間で提出されました要望の検討状況について御報告をいただくことといたします。

なお、議事次第を除く本日の配布資料でございますが、会議としては十分に審議を尽くしておらず、公表することによりまして、会議の統一見解であるとの誤解を招く恐れもございます。また、各省と調整が進む中、現時点の状況をまとめたものでございまして、いつものことでございますが、今、公表してしまいますと、今後の調整に影響が及ぶおそれがございます。このため本日の議事要旨と併せまして、当分の間、非公表とさせていただくということはやむを得ないと存じますので、よろしく御願い申し上げたいと思っております。

それでは、まず、追加答申と3か年計画の改定に向けたスケジュールにつきまして御審議をいただきます。お手元の1枚紙でございます「追加答申・3か年計画に向けた今後のスケジュールについて」をごらんいただきたいと思っております。

まず、事務局から御説明をお願いいたしたいと思っております。

井上参事官 それでは、今後のスケジュール案につきまして、資料1に基づいて御説明をさせていただきます。

これから3月までの間に御審議いただくものとして、大きく2つの固まりがございまして、スケジュールの早い方から申し上げさせていただきますと、1つがもみじへの対応の件でございまして、昨年10月18日から11月17日までの1か月間の間に受け付けたものについて、既に各省とのやりとりというのは何回かやっているところでございますけれども、今日、中間的に状況を御報告させていただきまして、今後更に事務局の中でも上に上げてくもの、あるいはWGでも取り上げていただいて折衝をしていくもの、できるだけ多くの項目を実現できるように、2月14日の週に推進会議の方で最終的な仕上りのイメージを御説明させていただいて、この資料にございますように、今のところ最終的には「『もみじ』規制改革・民間開放推進本部決定」とございますが、これは政府の本部でございますが、これを2月18日ごろに行うということで、最終的なターゲットに向けて、本日途中経過、2月14日の週に仕上りの状況を御説明させていただいて、2月18日ごろにまとめていきたいというふうに考えてございます。それから、もう一つの大きな固まりが、

各WGで御検討いただいていた項目についての追加答申の件でございますけれども、これにつきましては、最終的には追加答申の中の具体的な施策に当たる部分を、どういう形で政府の決定といたしますか、計画に盛り込んでいくかということでございますけれども、最終的には資料の一番下でございますように、追加答申の中の施策に当たる部分については、3か年計画の改定という形で政府として閣議決定をするという形で盛り込むということでいかがかというふうに考えてございます。それに向けまして、今日の会議で、まずどういう項目を盛り込んでいくか、これは各WGの主査に御検討いただいているところでございますが、会議全体としてどういう項目を盛り込んでいくかという点について御審議をいただきまして、先ほどのもみじの仕上りのイメージというふうに申し上げましたが、それと同じ日の推進会議におきまして、各項目について具体的にどういう案文で盛り込んでいくのかというのを2月14日の週の推進会議で御審議をいただいた後、各省との折衝に入って、最終的には3月下旬の3か年計画の改定案の中に具体的施策として盛り込んでいくという目標で進めていくといったようなスケジュールで進めさせていただいたらいかがかというふうに考えてございます。説明は以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、今の御説明にございました3月末に向けてのスケジュール感でございますけれども、それにつきまして御意見等ございましたら、御自由にどうぞ。

原委員 意見ではなくて、ちょっと質問のようなことなのですが、競争政策と金融と法務のWGを神田先生と本田さんと私で担当しているのですが、今、神田先生が大変忙しくて、なかなかまとめるというのができなくて、昨夜遅くというか、今朝にかけてもメールなどで意見をいろいろと言ったりしておりまして、今日の資料2の中にはまだ盛り込めていない項目というのがあるわけなのですが、神田先生は御存じなのだと思いますが、それについては2月14日の週ぐらいまでにまとめれば、あと半月かけて省庁との交渉のようなこともお願いできるということになるのでしょうか。

井上参事官 最終的には、追加答申の案文というのが初めて外に出ていくといたしますか、各省との折衝が始まるというのは、2月14日の週に開催される推進会議で御了承いただいたからということになりますから、そこまでの間に間に合えば入るということではあるかと思いますが、ただ、項目として何を入れるかという動き切りは、場合によっては14日の週の会議を待たずに、また委員の方々に、今日から14日の週の会議の間でも項目みたいな大きなところは、事務局からもいろいろと御連絡をさせていただいてやらせていただくということではできないかと思っておりますけれども。

原委員 わかりました。もう既に事務局の岩佐さんとはいろいろと連絡をとっているところなので。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。ただいま御説明いただいたようなスケジュール感で進めていくということでございますから、今の原委員のお話も踏まえまして、あと2週間ぐらいの間に年度末に盛り込むものをしっかりまとめていただくというようなこと

が、まず第1のステップかなという感じはするのですけれども。

それでは、おおむねこのような形で進めさせていただくということにさせていただきたいと思います。そういうことで、年度末まで時間も限られております。3月に追加答申を行うということ。同時にその内容を踏まえて3か年計画を改定することにしたいと存じますので、このスケジュールに沿いまして作業をお願い申し上げたいと思います。

続きましてお手元の資料に「追加答申に盛り込む予定の事項」ということで、資料2でございます。ごらんいただきたいと思います。これは、分野ごとに追加答申に盛り込むべき事項として各WGが検討しているものを事務局にまとめていただいたものでございます。

内容につきましては、各担当の主査から御説明をいただき、その後で議論をしていただきたいと思います。1分野につきまして2、3分程度ということをお願いいたします。また、御欠席の主査の分につきましては、事務局からお願いするというので、鈴木議長代理、白石委員、八代総括主査、黒川委員、それから事務局の長瀬企画官、岩佐企画官という順序でお願いできればと思います。では、鈴木議長代理からお願いいたします。

鈴木議長代理 それでは、御説明申し上げます。私の担当は1ページのIT、それからあとはめくっていきます。

まず「IT」に関しましては、1番目のテーマとしては「情報通信ネットワークインフラ整備の一層の促進」という観点から取り上げたいと思っています。

これに関連して昨年度も取り上げましたが、電波利用料制度について、現在、総務省でおおむね検討が終わって、新しい周波数の割り当て制度がスタートいたします。

それに関連して、広域LANの問題について、利用料の問題が議論され未解決になっているように聞きますので、その問題についての議論をしたいと思います。これは、昨年度も取り上げました。

それから、昨年度も取り上げましたが、国や地方公共団体という公の機関の周波数の利用に対しては、現在はお金は取っていないのですが、果たしてそのようなやり方だけでいいのかという問題を取り上げます。国もその利用について効用というものもきちっと考えて、使うということが必要ではないかという観点から、この問題を取り上げていきたいと考えています。

2番目に「電気通信事業における公正競争の促進」ですけれども、1つの問題としてはかつてとは違って競争状態がいろいろなところで起こっておるわけです。固定通信の中、それから移動体通信、インターネット、企業内ネットワーク。いろいろなところがあるわけですけれども、その内部の中においてどのような競争が行われておるのか。そして、その競争阻害要因があるのかないのか。

更に、こういうジャンル別の接点のところにおける競争に問題なきやと。こういう問題を監視の問題として取り上げて、提言すべきものがあるならば提言したいと考えております。

携帯電話がこれから周波数も多く割り当てられて、利用が拡大するわけですけれども、

これに関連してその利用拡大がスムーズに、しかも、適切に行われるような仕組みになっているのかということについて問題を考えていきたい。

更に、これは長年取り上げてまいりましたが、NTTの在り方に関しましても引き続きの問題でありますから監視して、かつてと違いNTTの独占的な地位は、少なくとも通信の中では大きく変化をしていますが、依然として基本インフラは、NTT依存であるという実態を踏まえて継続的な監視をしていく。その過程の中で提言すべきものがあれば、提言したいと考えております。

今度は新たなテーマでございますけれども「ITの利活用を促進するための法的基盤の整備」と称しまして、情報資産の漏えいについて、データを不正入手する行為についてどのようにするのか。つまり、情報窃盗罪的な問題の議論があるわけですが、果たしてこのような法整備をするべきかどうかという問題について考えてみたいと思います。

新たな問題の2としましては、タイムスタンプと言いまして、民間事業者が行う時刻認証というものが現在技術としてはあるわけですし、タイムスタンプを押し、タイムスタンプの押された書類をしかるべき手段によって保存します場合には、その時期にその内容の書類があるということがはっきりするわけです。これに確定日付の効力を付与することが必要ではないかと思いますが、現在の確定日付は債券譲渡の場合に限られて法的な意味を持っておるわけですが、そういうものを時間認証という形、あるいは内容認証という形で取り上げていくべきではないか。こういう問題について今年は検討してみたいと思います。

括弧してありますけれども「(高速電力線搬送通信の早期実現を追加する可能性あり)」。家庭内のコンセントに突っ込めば、家庭内のどこでもホームLANができるという技術はもう数年前から言われておりますが、更にこれを大規模にすれば、外に出て行って今のような電話線ではなく、電線の中でインターネット通信ができる。この方式には、電波漏えいという問題があって、これはかつて一度提言したことがあるのですが、技術的な問題があるわけですが、家庭内のコンセントでというのは大変便利な方法なので、この問題についても取り上げていく可能性があります。

次に同じ2ページの「医療」に入らせていただきます。

「医療」につきましては、混合診療、あるいは中医協、株式会社等をやってきたわけですが、私は前々からの持論として、医療改革というのはIT化の推進、なかんずくレセプトのオンライン化というものを徹底的に進めるから改革がスタートすると思っています。そして、カルテからレセプトができて、そのカルテを秘密情報を除いてオープンにし、そういう医療情報がEBMとして蓄積されて、そしてそこに標準的な医療ができて、標準的な医療に対して標準的な金額が定まって、DRG/PPSという定額払いになっていくというのが、医療改革の入り口、スタートラインで、これをやらないとそのほかの医療の中の改革は進まないと考えておりました。昨年もこの問題に取り組んだのですが、そんなにドラスティックなことは言わなかったけれども、これは今年は本物になるようにしたい。そんな意味で を打ってあります。

2番目の「診療報酬体系の透明化とEBMの一層の推進」。これは、さっきの一連の問題です。

そして、診療報酬群のDRG/PPSへの移行の促進というのは、さっき言ったグランドデザインの中の1つの流れです。これらは一連の問題であります。

ページをめくっていただいて3ページに「保険者機能の充実・強化」。保険者機能の充実というのは、病院間の競争を、保険者を媒介として促進するというので、2001年に一つの目玉として取り上げました。そしてその後、保険者による直接審査・支払い、それから直接契約とあって、保険者と医療機関とが直接に契約することができるようになっていたのですが、余り活性化していないという問題があります。この問題について、それを促進するためにはどうしたらよいのかということについて検討したいと思います。

2番目は、保険者と医療機関との間には直接契約というシステムはあるわけですが、保険薬局との間にはこれがまだ認められておりません。これについて同様に認めるようなことを考えたいと思っています。

2,000点未満の調剤レセプトの再審査請求というのは、現在金額が少ないという点もあって再審査請求を認めていないわけですが、認めないというのは不合理であるということから、これについて議論したい。

更に「医療材料の内外価格差の是正等」で、これは以前にも医療材料、特にカテーテルや心臓ペースメーカーがアメリカの値段が1とすると日本では10倍で売られておるといふ実態があるわけですし、これの適正化という問題を取り上げてみたい。

ジェネリックの医薬品は安いわけですから、これを普及させるのは保険財政のためにプラスであるわけですが、これがなかなか普及しない。その普及のための有効な措置はないかという視点で取り上げてみたいと思います。

更に「医師・医療従事者の質の確保」というので、最近医療過誤の問題が言われておりますが、1つは医師免許の更新制度ということ。これは以前から議論はあるわけですが、この更新制度というところまで踏み込むのはなかなか難しい問題があるかもしれませんが、リピーター医師というのか、もう何度も何度も同じことを繰り返す人たちに対して、再教育を実施するなり、あるいは余りにもそれがひどい場合には、リタイアをお願いするというシステムはあるわけですが、これを有効なものにしないといけないという視点で取り上げてみたい。

「公的病院の在り方の見直し」として、公的支援を必要としない医療機関や必要性が薄れている医療機関については、廃止または民間移管などの措置を取りたいと考えております。

最後に「情報開示の徹底」です。医療機関の広告としての情報開示は、先に範囲を拡大したわけですし、範囲拡大については厚生労働省も同じ考え方を持っておりますが、現在のトレンドは、広告の緩和も必要ですが、しかしそれだけではなく、医療というようなある専門性があるものは、むしろ情報の開示という視点で問題をとらえるべきであって、そ

ういう考え方から広告ではなくて情報の開示を義務化していくという発想に立つということを考えているわけです。

この は、既に昨年末の答申の中で取り上げています「国内未承認薬の使用」の問題、それから「中医協の在り方の見直しに関する検討の場の設置」等については、 マターとして載せてあります。

以上が医療です。

ページをめくっていただきまして、8ページに入りまして「エネルギー・運輸」に移らせていただきます。

「（エネルギー）」に関しましては、第1点は「電気事業における自由化範囲の拡大」ですが、先の答申においては電気事業における小売の自由化というものは全面自由化を目標とするのだということで議論は進み、かつ答申も進んできたわけです。今、段階的なステップとして自由化は高圧の範囲内にとどまっております。約六十%ないし七十%をカバーしておりますけれども、この高圧の範囲になっており、今年4月から50kwにまでなります。スタートしたときには2,000kw ですから、そういう意味では、普及というのか、範囲が拡大しているわけですが、残りの中低圧、つまり家庭用の部分についての自由化をどうするのか。エネ庁の今の考え方は、平成19年以降に検討を開始ということとしておりますけれども、それでは少し遅過ぎてはいないかという視点から、議論をしてみたいと考えております。

風力発電等の系統連携のあり方について、風力発電は環境によいものですが、何せこれは風の力によって発電量が非常にフラクチュエートするという特性を持っており、したがって系統の中に入れますと、電力の周波数に対して影響を及ぼすということで、技術的に難しい問題があるわけですが、しかし、この系統連携というものをスムーズにやって、風力発電が育っていくのを促進するのは有益なことであるわけです。その視点から系統との連携の在り方という問題と、それから風力の発電業者の中から、中には将来小売の自由化ということによって風力発電を売る人も出てくるのが考えられる。

その場合には、電力の提供状況が、さっき言いましたように非常に波を打つわけですから、そういう場合になってくると、恐らくバックアップ電力という問題について、従来の旧電力会社はかなり厳しい条件を出すのではないかと。現実に、小売の自由化の初期には、通常発電、つまり化石燃料による発電に対しても、バックアップ電力については大きな議論の対象になったわけですので、この問題についてもめごとがないように、あらかじめ問題を議論したい。

ガス事業における自由化範囲につきましては、ガス事業について現在も電気と同じく自由化範囲は拡大していますが、ガス事業も最終的にはあらゆるエンドユーザーに対して、つまり家庭にまで供給するという事を基本方針としており、機を逸せずやるという言葉で表現されておりますが、その機は来たのか来ないのか、この問題と設備の設置という問題もまた別途にありますので、それと併せて議論をしていきたいと思っております。

次は「（運輸）」です。第1番目は「自動車検査制度等の抜本的見直し」。明日も運輸WGを行いますけれども、官製市場開放の15のテーマの中の1つであり、車検期間の延長を判断するための調査を平成16年度中にとりまとめるということになっておるわけですが、この問題について、先般国土交通省からいろいろな調査を行ったところ、車検期間の延長についての議論は、普通乗用車を中心にして議論を重ねてきたわけですが、普通乗用車で例えば初年度車検の3年を4年にすると、不具合率が10.6%アップするというようなことが40万台の実証によって出たというふうに言っています。こちら辺はどういう実証をやったのかということにも問題があるので、明日詳細に聞こうと考えております。

現段階では自動二輪車については、2.6%程度の不具合率のアップだと言っております。今オートバイは2-2-2-2ですが、これを3-2-2-2にした場合に、以上の不具合率だから、これは延長できるが、そのほかは難しいというような報告を受けてはいるわけです。この範囲内で目をつぶるのは少し問題の大きさに対してマイナーではないかという観点もありますし、あるいは自動車の基本的な要素である、ブレーキがかかって、ハンドルがとれるという基本問題に対して、これが強化されるという方向に車検期間の延長が機能するならば、それは安全のためによいことなのだから、そういうような視点で明日話を聞いてみたいと思っております。

何せ、これは2年がかりの問題でして、私も乗用車についてのある期間の延長が行われるということについては、ここでも再々申し上げたことですので、そんな話でよろしいのか、今日皆さんの御意見を是非お伺いして、明日のヒアリングに臨みたいと思っております。

タクシー問題については、かなり規制緩和も進んでおりまして、進んだためにかかなりの議論を今巷では起こしているわけです。御案内のように仙台における逆特区、つまり需給調整規制を仙台においては特区として復活してほしいという要請がでていたり、あるいはタクシーの運転者が損害賠償請求を国に対して行うとか。そういうことで少し荒れ気味ですが、これは越えていかなければならない一つの過程であって、前を見てやっていくということが大事ではないかと考えております。

今回取り上げますのは、最低保有台数で、例えば、ホテルだとか病院というのが特別にお客を送りたいというような希望があるときに、今、最低保有台数は東京都では10台、一般には5台なのですけれども、この5台というのが過重であるという問題がありまして、そういうところにおいてはもう少し下げてもいいのではないかと。

それから、この前に個別官業の民間開放の議論をしておったときに、消防が救急運送を、救急車でやるのには限界があるから、そういう事業を民間に譲渡、または委託をしたいということを言っております。それは答申にしたわけですが、そのときに消防側の要望としては、救急をするのに5台以上持てと言われるときついという希望もありましたので、この問題についての議論もしてみたいと思っております。

貨物自動車輸送の規制につきましては、貨物輸送というのは1991年に物流二法の改正によって、貨物と倉庫業というのが免許制から許可制になり、かつ需給調整規制が撤廃させられたという歴史を持っております。

片やの倉庫については、既に数年前に許可制から届出制にいらいますので、貨物自動車についてもそのような考え方ができないのかという点で議論してみたいと思います。もっともここはかなり規制緩和が進んで居り、現在は全国一営業区域となり、かつ保有台数も減っていますし、またトラックの性質上いろいろ違反行為とか、あるいは過積載という問題もありますので、規制緩和が意味のあるような議論をしないといけないと思っております。

羽田空港第4滑走路用の発着枠については、いつも議論はしておるわけですが、今度大幅に羽田の枠が増えますので、2009年ですからちょっと早いという感じもしないではありませんが、発着分の配分ルールについて、そろそろしっかりしたものを固めていくことが必要ではないかということです。

その際に、新規参入者という概念があつて、配枠などについて優先措置が取られていますが、この新規参入者を今後どのように取り扱うかについても議論をしてみたいと思っております。

最後の観光通訳ガイドの育成の問題ですが、観光通訳ガイドは免許制になっており、免許証が交付されるということなのですけれども、この観光通訳ガイドについて免許制というのは少し過大で、運輸省の中で免許制というのが残つておるのは観光通訳ガイドだけですから、だからこれを登録制に移し、更に試験についても、例えば英語だったら英検の何級を受かつておる者は、もうそれでよろしいというようなことにするという事です。これは資格制度と関連しますけれども、そういう問題を議論してみたいと考えております。

最後の10ページで「基準認証・資格制度」。

これは1999年と2000年に規制改革委員会時代に基準認証・資格制度について詳細に研究、検討が行われて、特に基準認証につきましては、いわゆる自己確認・自主保安という考え方というのが、考え方としては確立して、閣議決定を受けておるわけですが、現在まで自己確認・自主保安で行われたのは15制度だけでして、全部で130近くありますけれども、こういう考え方が必ずしも普及していないということで、先に去年の秋口から各省に対してそれぞれの持つておる検査検定制度的についてアンケート表をつくって集約したわけでありす。

出てきた答えは、ほとんどのものが自己確認・自主保安には適しないという返事ですが、この問題について果たしてそうなのか。それをもう少し見直す必要があるのではないかという点であります。

これは本格的にやるとなると、個別官業の民間開放とほぼ同じ以上のエネルギーの仕事になりますので、どのようにするかは今後検討していきたいと思っております。

観光通訳ガイドの育成方針については、先に運輸のところでも申し上げましたが、資格制

度とも関連しますので再掲をしておきました。以上です。

宮内議長 申し訳ございませんが、1項目2、3分ということをお願い申し上げたいと思います。では、白石委員をお願いします。

白石委員 2ページ目の「教育・研究」のところをごらんください。本日の追加項目の整理に關しまして、先立って27日に文科省と意見交換を行いました。

現時点で追加すべき項目としては、そこにお示ししました4項目でございます。これは、あくまでも現時点のものでございますので、今後検討を重ねていく中で追加項目が出てくる可能性があるということをお含みおきいただきたいと思います。

まず1点目は「新規参入の促進」でございます。大学を設置する上では校地・校舎を自己所有しなければいけない。この要件が特区に限って緩和されたところでございますが、これを全廃、撤廃したいと。

文科省の主張としましては、校地・校舎を自己所有することによって経営の安定性や信用力の高まり、更に土地を担保力とした資金調達の容易性などを主張されていますが、必ずしも資産デフレの時代はそうは言えないのではないかと。大学の信用力というものは別の観点から担保すべきではないかということで、これを撤廃させていただくに検討させていただきます。

次は、大学の学部・学科を設置する際に参考人制度をつくると。これは文科省さんの方で検討されているようでございます。

これはどういうものかと言いますと、学部・学科を設置申請する側が、こういう先生に意見書を出してほしいということでリストをつくられるそうです。そのリストが反映されるかどうかは検討すべきことだそうなのですが、大学設置審議会がその方の意見を参考に審議を行う。検討している過程の中では、その参考人の名前は明らかにされない。そして審議が終わった後で、審査内容とその方の氏名公表することも可能という制度でございますが、これをきちんと適正に参考人制度が導入されているのかどうかということをやウオッチしてまいりたいということでございます。

3つ目は私立学校審議会構成員比率。これは、私立学校法の中で私立学校の関係者以外の民間有識者を4分の1以上にはならないという規定がございましたが、これが撤廃されて、その通達が各都道府県の教育委員会あてに、昨年7月23日文部科学事務次官の名前で出されました。

本来、この規制を撤廃したというのは、多様な人たちの考え方をに入れて私立学校をつかっていいかどうかということを検討すべきだったわけですが、その通達の内容を拝見しますと、私立学校審議会の目的を踏まえた適切な人選が行われたいことというようなことが簡単にある程度ございまして、この規制改革会議の意図を反映したものではない。したがって、再通達を出していただけるかどうかを文部科学省に御検討いただくことを、今、お願いをしております。それが2、3日以内に来るということでございましたが、現時点ではまだいただけていないようでございます。

次は、もう詳しい説明は避けたいと思いますが「学校・教員評価の推進」でございます。ここに書かせていただいた2項目は、平成16年度中に検討、結論、措置ということが書かれてあるわけでありますが、きちんと評価が行われるかどうか、適正な評価システムなのかということウオッチしてまいりたい。

3番目も「学校法人会計制度の見直し」でございますが、これも平成16年度内に措置でございます。基本金の制度を見直して、企業会計の基準を取り入れた学校法人会計ができるかどうかについてもウオッチしてまいりたいと思います。

4点目が地域の人たちを入れて地域学校協議会をつくって、学校運営をともに行っていくということでございます。私は、これを実施している学校のうちの1つを視察させていただきましたが、その校長先生並びに教職員の方、当該教育委員会の方からもコミュニティー・スクールをつくるだけではだめで、校長のリーダーシップを発揮しやすい仕組みや、学校の先生の人事評価、業績に応じた報酬制度の在り方などを同時に検討してこそ、このコミュニティー・スクールが生きるのだという御意見を聞かせていただいておりますので、この法制化を受けてきちんと適切な運用がされるかどうかについても御意見を申し上げたいと思います。以上でございます。

宮内議長 八代総括主査をお願いします。

八代総括主査 3ページ目の「福祉・保育」でございますが、まず「介護職の業務範囲等の明確化」ということで、これも随分長い間議論になっているわけですし、介護サービスを行うホームヘルパー等の方が一定の医療行為というのをせざるを得ない場合があるわけですが、その範囲が極めて明確ではない。そういう意味で事実上の違法行為をやらざるを得ないようなことになっているので、きちんと何が違法行為に当たるか当たらないかということをも明確化すべきであるということでございます。

2番目は、特別養護老人ホーム等は地方自治体との契約という形である程度コントロールできるわけですが、その中で事実上の病院であります療養型施設の方は、いわゆる設置自由の原則ということで作り放題であると。

そういう意味では、介護保険を適切にコントロールするために、特養と同じように療養病床等についても市町村が契約でコントロールできるようにすべきであるというようなことでもあります。さもないと、必要以上に病院の方に特養から流れてしまうという問題があります。

それから、介護支援専門員についても質の向上が必要である。現在は、質の高い人には安過ぎる介護報酬、低い人には高過ぎるというような悪平等になっているわけですので、これをきちっと能力に応じた報酬体系にしていく、その前提として質の向上を行うということでもあります。

認可保育所において直接契約・直接補助というのは、介護施設においてはある程度そうになっているわけですが、依然として保育所の方は保育に欠けるものを政府として判断したいということで、直接契約ができていないわけで、この点については、これも長

年の課題でございますが検討していきたいということでもあります。

「雇用・労働」につきましては、これも長年の課題の「求職者からの手数料規制の緩和等」ということで、随分値切りまして、当初全くだめだったのが年収1,200万、最近では700万まで引き下げられていますが、こういう収入要件というのは各国に例がない規制でありますので、それを廃止ないし、更に下げたいということもございます。

それから、派遣につきましては事前面接の解禁というのが大きな課題であります。例えば医療分野の派遣の問題につきましても、なぜ医療の派遣が認められないかということは、事前面接ができないからというのがいい口実になっております。ある意味で事前面接の解禁ができれば、ほぼ自動的に医療分野の派遣も解禁になってしまうと、これは非常に大きなポイントであろうかと思えます。

あとは、派遣期間に関わる職種の制限の緩和ということで、今は工場労働についても認められることになったのですが、わずか1年という形で、これをほかの派遣と同じような形に横並びにするということ。

あとは、裁量労働制の拡大ということで、現在非常に限定的に使われている裁量労働について、これを労使の自治に任せるという方向であります。

それから今、大学の先生というのが事実上裁量労働というか、規制が事実上ないわけですが、形式的にいうと、やはり労働者であるということではなかなか厳しい手続をしなければいけない。そういう実態と規則の乖離というのが極端な分野でございますので、これについてもきちんと実態に合わせるようにというようなことであります。

ホワイトカラー・イグゼンプションの話、解雇紛争の解決手段としての金銭賠償方式の導入というようなことを考えおります。

「社会保険制度の改革等」につきましても、私立学校教員等の雇用保険への加入促進というのが一部進んでおりますけれども、まだまだ雇用保険の、言わば雇用保険法の違反というのが堂々とまかり通っておりますので、これを徹底してもらおう。

社会・労働保険の加入状況について、きちっと加入していない企業名等を公表すべきであるというようなことを言っております。以上でございます。

宮内議長 黒川委員お願いします。

黒川委員 私のところは7ページの「農業・流通」のところ、農業の問題は特区制度の方でかなりいろいろな分野の進展がありまして、現在、農地の保有その他に関する問題は着々と進行していますので問題になっているものはありません。

最初に申し上げていたように、条件不利地域で民間事業者がなかなか入りにくい事業にもPFIのような形で入っていくようなメカニズムをつくることをしようということで、1つ目は「農業集落排水事業におけるPFIの導入促進」で、ここでバリュー・フォー・マネーを考えながらさまざまな事業を合築して入れていくようなメカニズムをつくりたいということです。

それから2つ目の方は、これも5年前につくられているヨーロッパの制度をまねた中山

間地域を振興させるための直接支払制度があるのですけれども、もう少し弾力的に、今は小さな金額でその地域に住んでいる人に細かく分散させてしまって余り効果が生まれていないということもあるので、この分野に、特区の方で生まれてきているさまざまな事業者がここに参入して農村振興をする方法も可能になるようなことを議論しましょうというのが、とりあえず、今、農業の分野で議論していることです。

ほかにもたくさん問題はあります。その都度、追加していきたいと思いますが、当面はこの2点に絞りたいと思っています。

もう一つは「住宅・土地・環境」のところの9ページをお開きください。

常に建築基準法と都市計画法の法体系が現状に合っていないということで、しかも用途地域に対して、何が建てられる、建てられないというのがいつも話題になってきています。私たちのところでは港湾地域にコンビニが建てられないとか、一低層という一種住専低層地域にコンビニが建てられないぞとか、さまざまな用途にいろいろな不都合があるとか、大都市のど真ん中の高層ビルディングの中で深夜にお酒を出すと、これが風営法に引っかかるとか、いろんな問題があるものですから、こういうものについては使おうと思えば使える、法律を十分に理解していればできるのだけれども、地方自治体が十分に認識していないということがあるので、この工専地域や臨港地域の用途制限に関しては、運用面を周知徹底していただくということで、もう了解を得ています。

もう一つの問題は、社会・経済情勢の変化へ断続的に機動的に対応するためにということで、今の建築基準法、都市計画法は別表で対応するというやり方になっていますけれども、合理的な用途規制の在り方について、これから調査・検討をしていただくということで了解をしている。

もう一つの問題は、これは福井先生からずっと出されていることで、容積率規定の問題というのは、インフラの能力に依存しています。容積率制限とインフラの付加の関係というのは当たり前のように使われているのですが、今、専ら都心居住とか、あるいは八王子や相模原や町田というのは、どちらかという、郊外で自立して人口が増えていて、都心に放射状型で通勤してきたりするメカニズムが減ってきている状態になっています。

そういう状態を丁寧に考えると、インフラと容積率の関係というのは適切に議論されていないし実証研究もないのではないかとということで、これについて見直してほしいということを書いてきていて、そのことについて検討をしていただくということ。

それから、景観規制が希少な都市空間を過度に抑制しないようにするための新しい仕組み。それから公開空地の広場に屋根をかける場合の容積とか、3番目にありますのは人口構築物と言うのですか、トンネル道路の活用とか、あるいはこれはまだ入っていませんけれども、今、議論中のエレベーターの容積算入とか、さまざまな問題が出てきているのですが、そういうものについて一定の結論を出していきたいということで、ここに書いてあります。

「市街地再開発事業の推進方策」。これは、ある程度もう決着が付いていまして、今ま

では再開発事業をやらうとしますと、そこにする地権者の人たちの3分の2以上の同意が必要なのですが、徐々にディベロッパーが土地を買い占めていってしまうと、3分の2の条件が満たされなくなってしまうたりするのです。後で気が付くと3分の2の条件がクリアされていないために思い切って再開発事業ができないということがあったのですが、これを前倒し型都市計画決定ということをやっていくことで、このことがクリアできるということは相互に了解することになって、この方式でいきましょうということ、福井先生がずっと言っていた意見は通ったということになっています。

「土地収用法の積極的な活用等」についても、ここに書かれているとおりです。この土地利用に関しては、さまざまな議論が前向きに検討されて、少しずつ了解事項になってきています。

「公営住宅の管理運営の円滑化」ということで、入居時の保有資産の把握などがまだ十分でないので周知徹底してほしいこととか、収入超過者に課される家賃を市場家賃と同水準として、収入超過者の自主退去を促進するような制度をつくっていただきたいという要求をしたりしています。

7番目は、環境の問題になっています「一般廃棄物の有料化や分別収集に関するガイドラインの作成」ということで、一般廃棄物の削減に向けて排出抑制を行うために、現在、各地方自治体が個別に行っている一般廃棄物の有料化についてガイドラインをつくっていただきたいということが、ここには書いてあります。

これ以外にも一般廃棄物に関する運搬の規制とか、国はおおむね了解しているのに、地方自体の方ではそれをまだ理解していなくて徹底されないというケースもあるので、それらを徹底してほしいということです。以上です。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、残りは事務局から御説明いただきたいと思います。

長瀬企画官 安居主査、神田主査分について事務局から御報告します。

6ページの真ん中辺り「国際経済連携」でございますが、3点ございます。

1点目は在留資格の問題でございます。現在、外国企業の方を共同研究等のため受け入れる場合には、適当な在留資格がございませんので、これを長期在留可能とするような見直しのお話でございます。

2番目は研修・技能実習制度ですが、これは本来御案内のとおり開発途上国の人材育成に寄与するための制度ということになっておりますが、一方で不法な就労を助長しているという指摘もございまして、したがって要件を明確化して適正に運用すべきという観点から、ここに書いてあります4つの視点から提言をしようということでございます。

3番目がビザの問題でございますが、これも国ごとに手続が異なったりというので審査要件が客観的でないという批判がございます。これについては、審査要件等を可能な限り透明化すべき等々の提言をしようということでございます。

続きまして、次のページでございますが「競争政策・法務・金融」でございます。

まず「（競争政策）」といたしまして、まずは独禁法の問題でございまして、継続審議となっておりますが、競争政策を強化するという観点から、これの成立を応援するような提言をしようかということと、公正取引委員会の体制強化についても述べております。

2番目が政府調達でございますが、御案内のとおり中小企業の官公需受注率の数値目標というのがございまして、これがかえって中小企業の成長を阻害しているのではないかという問題意識でございます。したがって、適正化を更に図っていくという点でございます。

「（法務）」でございますが、これは企業法制を国際競争力のあるものとすべきということで日本版LLC・LLPの導入、それから株式会社の起業段階での最低資本金制度の撤廃、企業組織再編手続における対価の柔軟化、これは株式による買収の可能化等々でございますが、この点を指摘してございます。

最後に「（金融）」でございますが2点ございまして、昨今の投資関連商品の多様化の中で、従来型の縦割りの区分ではなくて、資本市場全体をカバーする投資者保護法制を整理すべきという問題。

消費者信用についても同様に横断的にカバーできる法制を整理すべきであるという点でございます。以上でございます。

岩佐企画官 最後は神田先生の「基本ルール」ということで10ページでございます。

「基本ルール」につきましては、12月答申で規制の見直し基準ということで新規の規制につきましては、規制影響分析を義務づけるとか、従来規制については、規制の見直し基準の策定の中で、例示として一定年次以上経過したものについての見直し基準ですとか、通知通達についての見直し基準を考えていこうということで提言をさせていただいておりますが、それに加えて、2ポツのところにつきましては「書面交付制度の在り方の見直し」ということで、更に口頭で行政処分とか行政指導とかを行っていたものについて、その在り方をきちんと考えいこうではないかと、そういうようなものを追加的に答申に入れ込む予定でございます。

1番のところは「パブリック・コメント手続の法制化」ということでございまして、これは総務省が検討会をつくって12月に報告をまとめておりますので、それを踏まえまして、早期に法案を提出していただきたいということで答申にまとめる予定でございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、意見交換に入ります前に、私から資料、およびただいまの御説明を聞かせていただきながら感じましたことを中心に幾つかの点でお話をさせていただきたいと思っております。

ただいま御説明でお聞きいただきましたとおり、現時点では盛り込むべき事項として、非常に多くのものが挙がっております。これだけ多くのものが挙がるということは、各WGの積極的な姿勢ということで、これは高く評価されるべきものと思っております。

しかし、それと同時に全体としてながめると、分野ごとにより濃淡があるという感じもいたします。

それで、今日の主な目的は今年度末までの進め方ということでございますので、年度末までの進め方といたしましては、各省との関係で具体的施策として合意を目指す事項、つまり3か年計画の改定に具体的な成果の反映を目指す事項にできるだけ絞り込んでいくと。そして、集中的にそれを取り組んでいくということをしないと時間的にもまとまらないのではないかと思います。

その中には、既に3か年計画の中で今年度末までに結論、あるいは措置とされている事項、あるいは年度末の第一次答申の指摘事項などで、年度末までのタイミングでフォローアップが不可欠な事項も含まれております。

もし御異論がございませんでしたら、こういう考え方にに基づきまして、今後各主査を中心に取り組み事項の精査と案文の作成を行っていただきまして、その仕上がり状況を見ながら、次回の本会議までに答申の構成等の調整を各主査の方々と私どもの間で行っていきたいというふうに考えたらいかがかと思っております。

それから、実は今年度末までにはちょっとまとめるのは難しいなど。しかしながら、ただいまWGで挙げていただいた事項の中で重要事項、あるいはまた来年度の検討事項としてじっくり腰を据えて取り組むべきものもあるように思います。

そのような事項も含めまして、先ほど申し上げました3月末の答申のとりまとめと並行いたしまして、できるだけ早く来年度の検討課題についても検討を進めていければと、この御説明等をお聞きしながら感じている次第でございます。

新年度取り組みをできる限り早期にスタートさせて、新年度の作業をスムーズにスタートしたいと、そういうことを考えますと、できましたら2月中にそういう目途の下に作業を進めるということも考えていったらいかがかというふうに思います。

以上、私の考えも申し上げました上で、ただいままでの御説明につきまして、皆様方の御意見あるいは御質問等、意見交換をさせていただきたいと思っております。

八代総括主査 気付きの点ですが、教育のところで大学の設置に係る校地・校舎の自己所有要件なのですが、これは実は特区の評価委員会の方で、まさに特区の全国展開に関わるところで議論いたしまして、評価を次期に延ばすというふうにしておりますので、ある意味でそれとの関係というのを重複を避けるためにも、少し考慮していただきたいということでございます。

そのときに問題になったのは、これは株式会社学校に関わる問題であって、学校法人はどっちみち自己資産要件を課せられているので、これは余り重要ではないのです。ですから、むしろ学校法人対株式会社の問題というふうに関わってきているということと、それからこの資産要件がグロス概念でありまして、土地を持っていったってそれを担保にお金を借りていたら実はその土地のネットの価値はないと同じなわけですが、そういうネット概念というのが文科省は全く欠けておられるわけで、評価委員会の方でも今の学校法人がどこまで校地を担保に金を借りているかという資料を出すように要求しておりますので、ちょっと檜木参事官の方と協議していただいて、なるべく効率的な審議をお願いしたいとい

うふうに思っております。

それから、基準認証・資格制度のところでは自主保安といったときに、問題はそれを会社が自らやるのか、それとも言わば検査会社に委託してやるというのも広い意味の自主保安になるのではないかという議論があったと思いますが、検査株式会社というのが労働衛生安全法ですか、それを唯一の例外として基本的に認められていない、株式会社なんかには検査はできないという医療とか教育と全く同じ問題がございますので、できれば3月までは無理にしても、先ほど議長がおっしゃいました検討課題の中に株式会社の参入問題も是非考慮していただければというふうに考えております。以上でございます。

志太委員 時間も過ぎているものですから、私どものもみじ月間の報告をちょっと1分、2分させていただきたいと思っております。

宮内議長 これが終わりました、もみじ月間の御報告をいただくと思ったわけですが、それでは少し議論を中断させていただきまして、志太委員から「規制改革・民間開放集中受付月間」に提出されました全国規模の要望に関する審議に移らせていただきたいと思います。

提出されました要望については、現在各省からの回答を踏まえて2月中の規制改革・民間開放推進本部における決定を目指しまして、各WGの検討・折衝、あるいは課長級折衝が行われていると。その状況に基づきまして御報告をいただきたいと思っております。

志太委員 時間も過ぎていますので短く申し上げます。

私どもがもみじ月間で受け付けたものは、全部で1,400でございますが、そのうち実際整理しますと1,000くらいのもので項目として載りました。

資料3をごらんいただきたいと思っておりますが、表にありますように、全国規模で対応するものが41、全国規模で検討するものが212、いけないものが332、現行制度で対応可能というものが146と、そのような形になっているわけですが、左側のところを見ていただきますと、41が全国で対応可能だと言いましても事務局の方でいろいろ精査しますと、これが13しかないということがわかりました。それから既に3か年計画の中でやっていますものは20ございました。その後、事務局の方がいろいろ折衝しました結果、また17浮上してまいりまして、結局30が今回ここで本部決定の候補として見込まれるものになってまいりました。

そして、全国規模で検討するという212というものの中から、WGの皆さんの方に50項目ぐらい整理しまして、このペーパーの次にございますように、皆さん方のところをお願いしてございます。

を書いたものは、特に重要ではないかというような考え方を持っていますが、これを是非積極的に省庁等々に対応していただきまして成果を挙げていただきたいと。どうも全体的には右の方の表にありますように、少し成果が少なくなっているという状況でございますので、そのようにお願いしたいと思います。

それから、これをやっていく中で、私はいろいろ感じたことが幾つかございます。その

ようなことをもう時間がないから申し上げられないのですけれども、先ほど白石さんがおっしゃったように、文部科学省辺りのものでも、話が皆さん方の折衝で決まっていますが、実際現場には違う形で指示されているというものがございます。

また、この中でも 146 は現行制度で対応が可能だと言っているながらも、実際にそれは本庁で言っていることで、私の聞くと、出先の受付ではそうでないという感じがします。そういうチェックというものをどういうふうにするかということが大事ではないかというように感じます。

それと特区との関係、私どもの受付との関係なのですけれども、現場の方は非常に混乱しております。特区の方へ申請したらいいのか、それとも規制改革の私どもの方に申請したらいいのかということで混乱しております。これを何とか整理ができないものかと。御承知のように特区の方でも 6 割ぐらいは全国区の許可というものになっているわけですので、まだそこらのところが 1 つ知恵が必要ではないかなというような感じがします。もう一つは、年 2 回やっておりますので、この答えを出すまでに 3 か月で本部決定しなければいけないのです。実際 3 か月でやるというのは、神わざで事務局が徹夜をして省庁との調整をやったのです。

今回のもみじの方では 11 月 18 日に締め切りまして、事務局が 11 月中にそれを省庁ごとに分けまして、そして省庁に出して、省庁からもらったものを、また 12 月の半ばまでには提案者から意見を聞いて、またそれを省庁にぶつけて、そういうことをやりまして、結局、今日皆さん方に全部お渡しするような状況。

委員の方々には、2 週間前になってお渡しするような状況なのです。これでは、実際慎重な審議はできないと思ひまして、だから、これは少し考えないと、せっかく提案された方々も、少なくなっているということが、もうあきらめてしまって出てこないのかということはないとは思いますが、やはりもっと効果を上げていかないと飽きられてしまうのではないかなというような不安を感じます。

それと、官業民営化のことなのですけれども、これも地方の県とか市を調べますと非常に進んでいるところがあります。前に八代先生が何かに書いておられた 50% ぐらいアメリカでは許可になっていて、民間ができると言っているほど、もう実行に近い形でやっているところもあるのです。そういうものはこの会議で取り上げて、ほかのところはどんどん知らせてあげたら随分成果が出てくるのであろうというような感じがしますが、そういうものも何か土俵に乗せたいなというようなことも感じます。

経団連の方も、今、地方行政の人件費が高いということで随分入り込んでやっておられます。ですから、地方のそういうことも我々の会議で、アウトソーシングの問題までやっていくことが必要ではないか。それを知らしめることによって仕事が広がっていくというようなことを感じるわけがございます。

そのようなことから、もみじ月間という集中受付ということについて、もう少し何か方法を考えなければいけないのではないかと、正直感じます。

そんなことで、もう今日は時間がないものですから、先ほど議長がおっしゃいましたように、2月末には来年度の答申を決めるというお話でございますので、それまでに事務局と相談して、何か対応策があるかどうかを考えて提案させていただくと、よろしければそうさせていただきたいと思うのですが、そのようなことでございます。以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、今の志太委員の御説明に限りまして御発言ございましたらどうぞ。

八代総括主査 私も全く志太委員と同じ考え方で、是非これは来年見直さなければいけないと思っております。それは、結局提案者から見れば、自分の規制改革要望が特区で提案した方がいいか、全国でやった方がいいかというのは、はっきり言えば、わからないはずなので、それを一律に先方が決めることを要求して、受け取ったら特区は特区室で、全国はこちらでとばらばらに対応するというのは非常におかしなことで、本来は各省に対して全国ベースで規制緩和するか、それがだめなら特区でやるかというのを一律に交渉した方がはるかに効果的であると思います。

その意味で、是非このやり方というのは来年見直すべきだと思いますし、今おっしゃった3か月でというのは、特区のやり方をそのままコピーしているわけでありまして、これもちょっといかなものかということで、是非御検討の中には特区室の方も入れて、やはり役割分担みたいなものを一緒に検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

宮内議長 それでは、大変御苦勞な作業をお願いしておりまして、事務局の方も大変でございますが、ありがとうございます。

来年度のことを考えるという意味で御提案をいただくというようなことも含めまして、お願いしたいと思います。

それから、最後のとりまとめにつきましても各WGの御協力をいただいて調整を進めるということもございますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、もみじ月間から元の追加答申の方へ議論を戻らせていただきます。

草刈総括主査 ちょっと確認ですけれども「医療」のところの最後のところに、国内未承認薬とか中医協とかあるのですけれども、これは要するに混合診療の合意事項、それから中医協の在り方についての合意事項、これは既にもう答申が出ていると。

これはもう既に、言わばアクションプランが決まってあって、それに基づいてやるということで、それを我々としては厳しくウオッチしながら、必要があれば提案をしていく、あるいは注文を付けていくということになっておるわけで、既にスタートしていますね。

混合診療については、質問状も、あるいは要望事項というか、こういうふうにやってくれというのは出しておりますので、3月のぎりぎりの時点でどこまでその状況が進んでいるか、あるいはこういう点で問題があるというような中間報告はやっておく義務があるのではないかという気がいたしまして、これは答申ではないのだけれども、次の期間につながることで、そここのところやっておく必要があるのかなと、そういう意味でここに書い

であるのかなと了解をしたのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

鈴木議長代理 これは、医療の関連ということで書いたのです。

草刈総括主査 要するに、もっと言ってしまえば、そういう中間報告的なことをきちんと書いておくのが我々の義務ではないかというふうに思っておりますから、それを入れておく方がいいのではないかということを行っているのですけれども。

宮内議長 3月末は、恐らく政府決定、追加答申というのが規制改革・民間開放推進3か年計画の改定の中に盛り込まれるとすると、そこには決まったものしか入れ込めないという可能性がございます。 したがって、そういうウオッチリストに入っているものの現況ということについて、これをまたどう扱うかということは、それとは別途いろんな形でそれをアピールする場はあると思いますから。

草刈総括主査 わかりました。余りそぐわないのであれば、中間報告でも。

宮内議長 その点につきましては、まだどういう形になるかということも最終的には決まてはいない状況ですけれども、また別途考えた方が、ひょっとしたらいいのかもわからないなという感じは、今お聞きしながらしています。

鈴木議長代理 は、第一次答申のフォローアップ事項の中で、特に主要なものに が振られてやられているのではないかというふうに見ておるのですが。

宮内議長 必要とあれば、そういうものをまとめてコメントをします。

鈴木議長代理 その中には単純にウオッチして注文を出すだけのものもあれば、あるいは時と場合によっては、新たな提言をしなければいけないようなものもあると。

草刈総括主査 その状況によると思いますが、どうしても書く必要があれば、それはそれで書くか、あるいはもう少し見ていても十分だというときは5月以降でもいいし、あるいは途中でやってもいいということことです。

福井専門委員 7ページ競争政策のところですが、法曹資格者の積極採用でふさわしい体制整備とあります。しかし、法曹資格者を採用するかどうかと、競争政策が強化されるかどうかというのは、恐らく従来のこの会議の司法分野での主張との一貫性を考えますと、必ずしも連動しないのではないかという極めて強い疑問を感じます。

議長、議長代理を始め、御持論だったと理解しておりますが、弁護士資格等を持っているからといって、それ自体が品質を保証するわけではないという前提に立てば、この辺りの記述について、やや工夫が必要ではないかという印象を持ちましたので、念のため申し上げます。

大橋専門委員 つまらぬことですが、白石先生、「教育・研究」で「新規参入の促進」の2番目に「大学及び学部・学科の設置認可」云々と書いてありますけれども、これから設置認可申請というのは、大学院について非常に多くなってくると思うのです。そういう状況の中で、これはあえて大学院の設置認可については外しているのをごさいますでしょうか。

白石委員 これは、前回の3か年計画の文言が「大学及び学部・学科」となっていたので、それをそのまま踏襲したものだと思いますので、今、大橋委員がおっしゃいますよう

に、大学院等が増えてくるのであれば、それについても視野を広げて検討してまいりたいと思います。貴重な御助言ありがとうございます。

大橋専門委員 是非お願いしたいと思います。

安念専門委員 書きぶりについて、私がとやかく申し上げることではありませんが、先ほどの弁護士であることが品質保証ではないという福井先生の御指摘は、遺憾ながらそのとおりでございます。

宮内議長 それでは、時間も迫ってまいりましたが、先ほど申し上げましたように、年度末に向けまして、1つでも多くの用語が実現するように、引き続き各ワーキンググループの御協力をいただきながら、各省との調整を進めていくと。そして、本部決定に持っていくということで御努力をいただきたいと思います。

また、それと同時に、来年度の活動方針につきまして、この中で来年に是非取り上げるべきというようなものにつきまして、一応、今月中ぐらいを目途にお考えをおまとめいただくということも並行してお願いしたいと思います。

また、今、草刈総括主査等から御指摘がありました監視機能ということにつきましては、どういう時点で、どういうふうなコメントをすべきかということにつきましても、また問題ごとに検討を進めていくということは当然かと思えます。

それから、書きぶりにつきましても、御指摘の点を踏まえまして、これは考えさせていただくということにさせていただきたいと思えます。

それでは、本日の審議は以上でございますが、引き続きただいま申し上げましたように、もみじも含めまして、年度末で御多忙とは存じますが、引き続き御協力をお願い申し上げます。

今回は、先ほどございましたように、2月14日の週、追加答申案や、もみじの本部決定案を御審議いただくとともに、3か年計画の改定案について御報告をいただくということにしたいと思います。詳細な日時につきましては、事務局で調整して御連絡いたします。

なお、本日の議事要旨及び議事次第を除く配付資料でございますが、当面の間非公表とさせていただきますので、お取り扱いにつきまして、よろしく御配慮いただきたいと思います。

なお、今年の会議で、答申策定に向けた作戦会議との位置づけで、非公表とされました議事要旨、配付資料につきましては、既に答申も行われましたので、この際すべて公表すべきと存じますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

宮内議長 それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

最後に事務局から御連絡事項をお願いいたします。

井上参事官 本日お配りしております参考資料の御紹介でございますけれども、クリップで止めた資料が3点ございまして、1つは今後の行政改革の方針ということで、今後の中期的な行政改革についての政府の考え方をまとめたものでございます。

この中の9ページのところに規制改革についての記載がございます。内容については省

略をさせていただきたいと思います。

それから、お配りしております参考資料の2点目が、今、開かれております、通常国会の冒頭での小泉総理の実施方針演説の中で、混合診療、中医協、「市場化テスト」についての言及の抜粋を配らせていただいております。

3点目でございますけれども、構造改革と経済財政の中期展望ということで、今後、おおむね5年程度の中期の経済財政運営の方針を書いたものでございますけれども、この中も非常に簡単ではございますけれども、6ページのところに規制改革、それから特区についての記載がございますので、御参考までにお配りをさせていただいております。内容は省略させていただきます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、本日は、以上で終わらせていただきますが、会議の内容につきましては、記者会見をさせていただきたいと思います。

少々時間が過ぎまして申し訳ございません。大変ありがとうございました。